## 令和 年度 償却資産課税標準の特例および企業立地条例に係る減額適用申請書

年 月 日

(あて先) 寒川町長

申請者 住所

氏名(名称)

地方税法第349条の3、同法附則第15条、及び同法附則第64条の規定、または、寒川町企業等の立地促進に関する条例第4条の規定に該当するため、次のとおり申請します。

- 1.地方税法特例適用項目
  - ・地方税法第349条の3第 項
  - •地方税法附則第15条第 項
  - ・旧地方税法附則第64条 (先端設備 令和5年3月31日までに取得)
  - ・旧地方税法附則第15条第44項 (先端設備 令和5年4月1日から令和7年3月31日中に取得)
  - ・地方税法附則第15条第43項 (先端設備 令和7年4月1日以降に取得)
- 2.企業立地条例適用年限
  - ・土地の取得を伴う場合(7年)・土地の取得を伴わない場合(5年)
  - ・償却資産のみの場合(3年)
- 3. 該当資產明細書

別紙のとおりに表記するものとします。

4. 該当資產総括表

種類	件数	取得価額	決定価格	軽減課税標準額	減 税 額
構築物					
機械・装置					
船舶					
車両・ 運搬具					
工具·器具·備品					
合 計					

(100円未満切り捨て)

◎添付書類・・・地方税法の特例の場合、各種特例に応じた必要書類を添付ください。 企業立地条例の場合、奨励措置適用決定通知書の写し(第3号様式)

## 令和 年度 償却資産課税標準の特例および企業立地条例に係る減額 該当資産明細書

	所	有者:	コード										所	有者	名		条例	適用項目
																枚のうち(	) 土均	也取得(7年)
																枚 目 (	) 豕 Þ ) 健 ±	也取得(7年) 屋償却(5年) 即のみ(3年)
行		申台	告区分		111	- 1)4 )4-	取	得	年 月	71 III			特例	区分	<u> </u>		減額	1070年)
番	種類	F 年度	<i>\</i> / <del>\</del> \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	資産の名称等	地方	ī 税 法 ā 用 項 目	年号	年	月	耐用 年数	取得価額	領		コード	決定価格	· 軽減課税標準額	区分	減 税 額
뭉	類	ラ 十 <i>万</i>	コード		177 179	型 刀 匁 口	号	+	Л	十数			7	٦ ١٠			率	
					条	項	1. 7											
					条	項	<u>-</u>											
					条	項	<u></u>											
					条	項	<u></u>											
					条	項	<u></u>											
					条	項	1. 7											
					条	項	1. 7											
					条	項	ユ <u>.</u>											
					条	項	1. 7											
					条	項	<u></u>											
					条	項 5	<u>-</u>											
					条	項	<u></u>											
					条	項 5	<u></u>											
					条	項 5	크- -											
					条	項	<u>コ</u> ナ											
			<u> </u>		計					1		0		$\overline{}$		0 (		0
					П							U	I //			0	' <b>  /</b>	U

※注意 1 : 太線の枠内に記入してください。また、用紙が足りない場合はコピーをお願いいたします。

2: 企業立地条例および課税標準の特例に係る減額に該当する資産すべてを記入して下さい。

令和8年度 償却資産課税標準の特例および企業立地条例に係る減額適用申請書

令和 8 年 1 月 24 日

(あて先) 寒川町長

申請者 住所

寒川町宮山165番地

氏名(名称) 株式会社 寒川

地方税法第349条の3、同法附則第15条、及び同法附則第64条の規定、または、寒川町企業等の立地促進に関する条例第4条の規定に該当するため、次のとおり申請します。

- 1.地方税法特例適用項目
  - ・地方税法第349条の3第

\_

※企業立地条例の対象か否かに関わらず、今年申告する 資産に、地方税法で特例の対象になる資産がある 場合にご記入ください。

- •地方税法附則第15条第 項
- ・旧地方税法附則第64条 (先端設備 令和5年3月31日までに取得)
- ・旧地方税法附則第15条第44項 (先端設備 令和5年4月1日から令和7年3月31日中に取得)
- ・地方税法附則第15条第43項 (先端設備 令和7年4月1日以降に取得)
- 2.企業立地条例適用年限
  - ・土地の取得を伴う場合(7年)

・土地の取得を伴わない場合(5年)

・償却資産のみの場合(3年)

※資産の取得状況に応じて記入ください。地方税法の特例のみ該当する場合には、記入不要です。

3. 該当資產明細書

別紙のとおりに表記するものとします。

4. 該当資産総括表

※ 別紙の「該当資産明細書」の集計値を、太線の枠内に記入してください。 企業立地条例に係る減額に該当する資産は「減税額」に、減税される額を記入してください。

種類	件数	取得価額	决定価格	軽減課税標準額	減 税 額
構築物					
機 械 • 装 置	2	153,000,000	139,116,000		973,812
船舶					
車両・ 運搬具	1	6,000,000	4,686,000		32,802
工具·器具·備品					
合 計	3	159,000,000	143,802,000		1,006,614

(100円未満切り捨て)

◎添付書類・・・地方税法の特例の場合、各種特例に応じた必要書類を添付ください。 企業立地条例の場合、奨励措置適用決定通知書の写し(第3号様式)

## 令和8年度 償却資産課税標準の特例および企業立地条例に係る減額 該当資産明細書 <記入例>

	所 有	「者コ	ード										所	有者	名				適用項目
0	1 2	3 4	5 6 7										株式	会社:	寒川	1	枚のうち(		也取得(7年) 屋償却(5年)
											<b>,</b>					1	枚目(	) 償去	かのみ(3年)
行 番 号 数	重年	年 告 年度	区分 資 産 コード	資産の名称等	地方特例 通	税法	目号	文 得 E H F	年 月 月 月	耐用年数	取得価額		特例率	<u>区分</u> コード	決定価	格	軽減課税標準額	減額 区分 率	減税額
	2 5		12003	ベルトコンベア	条例第4	1条 項	号 5	7	5	10	28,00	0,000			25,116	6,000		1/2	175,812
2 2	2 5	8	12004	飲料製造ライン設備	条例第4	1条 項	号 5	7	7	12	125,00	0,000			114,000	0,000		1/2	798,000
3 !	5 5	8	12005	フォークリフト	条例第4	1条 項	号 5	7	9	4	6,00	0,000			4,686	6,000		1/2/	32,802
					条	項	号												
					条	項	号												
					条	項	号												
					条	項	号												
					条	項	号												
					条	項	号										を を を を を を を を を を を を を を を を を を を		
					条	項	号						- 税される額を算出のうえご記入ください。 *決定価格×(税率1.4%×1/2)=減税額					L	
					条	項	号												
					条	項	号												
					条	項	号												
		_		合	計		_	_	_	_	159,00	0,000			143,802	2,000	0		1,006,614

※注意 1 : 太線の枠内に記入してください。また、用紙が足りない場合はコピーをお願いいたします。

2: 課税標準の特例または企業立地に係る減額に該当する資産すべてを記入して下さい。